

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(前文)</p> <p>私たちのまち柴田町は、蔵王連峰を遥(はるか)に仰ぎ、豊かな水をたたえた阿武隈川と白石川が流れる美しい自然が息づいた地です。船岡城址公園の桜と白石川堤の一目千本桜が春を迎える私たちに至福の時を、槻木耕土を始めとする肥沃(よく)な耕地が秋の豊かな実りを与えてくれます。郷土を愛しはぐくむ活動は、古(いにしえ)から絶え間なく続き、人の縁、地域の絆(きずな)となって受け継がれ、人々の暮らしを支えてきました。</p> <p>恵まれた自然環境、築かれてきた文化や伝統、培われてきた絆(きずな)を次代に継承し、みんなが誇りの持てる住みよいまちにしていくためには、様々な課題に対して人と人が結びつき、助け合いによって、防犯・防災を始め、保健、環境、福祉、教育、産業、文化やスポーツなどの活動の輪を幾重にも広げていくことが必要です。</p> <p>私たちは、誰もがお互いを尊重し、多様な価値観を認め合うこと、まちづくりの主役である住民が、自らの役割を自覚し、住民の力、地域の力、自治の力こそがまちの宝であると理解し合うこと、住民1人1人の思いと行動をまちづくりに生かすことができれば、日本一住みよいまちになると信じます。</p> <p>住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現を目指し、未来に向かって持続、発展するようとの願いを込めて、ここに柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>※条例制定の背景や主旨を明らかにしたもので、具体的な取組はありません。</p>	
<p>第1章 総則</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民自治によるまちづくりの基本を明らかにするとともに、担い手の役割及びまちづくりを進める基本的事項を定めることにより、生き生きとした住みよいまちの実現を図ることを目的とします。</p>	<p>※条例制定の背景や主旨を明らかにしたもので、具体的な取組はありません。</p>	
<p>(位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、まちづくりの基本となる事項を定めるものであり、町は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例を最大限尊重するものとします。</p>	<p>※条例制定の背景や主旨を明らかにしたもので、具体的な取組はありません。</p>	

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 住民 町内に住む個人、町内で働き、又は学ぶ個人及び第4号に規定する住民活動団体に活動する個人をいいます。</p> <p>(2) 事業者 町内で事業を営むものをいいます。</p> <p>(3) 地域コミュニティ 区会、町内会、自治会等、一定の地域を基盤とする暮らしにかかわる集団をいいます。</p> <p>(4) 住民活動団体 保健、環境、福祉、教育、産業、文化及びスポーツの活動団体、ボランティア活動団体等、同じ目的を持って町内で活動する団体をいいます。</p> <p>(5) 行政機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(6) 協働 住民、事業者、地域コミュニティ、住民活動団体、議会及び行政機関が、効果的に課題を解決したり、より良い地域又はまちを創造するため、お互いに足りないところを補い、それぞれの特徴を生かし、協力することをいいます。</p>	<p>※条例における用語の定義を規定したもので、具体的な取組はありません。</p>	
<h2>第2章 まちづくりの基本理念</h2>		
<p>(基本理念) 第4条 まちづくりの基本理念は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 住民が安全に、安心して暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 住民の1人1人が個人として尊重され、住民の思い及び活動が活かされるまちづくり</p> <p>(3) 先人が築いてきた文化、伝統等を大切にし、地域の個性を生かしたまちづくり</p> <p>(4) 多様な団体及び個人が交流し、又は連携し、住民がお互いに助け合う思いやりのあるまちづくり</p> <p>(5) 住民であることの誇り及びまちの良さを子どもたちに引き継ぐまちづくり</p>	<p>※住民自治によるまちづくりを確立するにあたり基本的な考え方を規定したもので、具体的な取組はありません。</p>	
<h2>第3章 まちづくりの考え方</h2>		
<h3>第1節 参加及び協働によるまちづくり</h3>		
<p>(まちづくりの基本) 第5条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。</p> <p>2 前項の参加及び協働は、情報共有、話合いの積重ね等により合意を得られるよう進めます。</p>	<p>※具体的な取組は各章に記載しています、</p>	

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(まちづくりの主役及び担い手) 第6条 まちづくりの主役は、住民です。 2 まちづくりは、住民、地域コミュニティ、住民活動団体、事業者、議会及び行政機関(以下「担い手」といいます。)が担います。</p>	<p>※具体的な取組は各章に記載しています、</p>	
<p>(参加によるまちづくり) 第7条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。 2 担い手は、参加の意欲を高めるため、楽しさ、達成感等が感じられるまちづくりを進めるよう努めるものとします。</p>		<p>・まちづくりに関わっている人間が画一的。ある程度決まりきった住民しか参加していない。</p>
<p>(協働によるまちづくり) 第8条 担い手は、それぞれ単独では解決が難しい課題の解決又は関心のあるテーマの実現のため、協働によるまちづくりを進めるよう努めるものとします。</p>		
<p>(町外との交流及び連携によるまちづくり) 第9条 担い手は、町外の団体、機関等との交流及び連携を促進し、まちづくりを進めるよう努めるものとします。</p>		
<p>(まちづくりを支える情報共有) 第10条 担い手は、まちづくりの情報を提供し合い、情報共有に努めるものとします。 2 議会及び行政機関は、保有する情報を公開するとともに、積極的にまちづくりの活動内容を住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者(以下「住民等」といいます。)に分かりやすく伝えるものとします。 3 地域コミュニティ、議会及び行政機関は、それぞれ内部で情報共有に努めるものとします。</p>		

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
第2節 担い手の役割		
<p>(住民の役割)</p> <p>第11条 住民は、1人1人の知恵、意欲、行動等がまちづくりにおいて重要であることを自覚するよう努めるものとします。</p> <p>2 住民は、1人1人の思い及び考えをお互いに認め合うよう努めるものとします。</p> <p>3 住民は、人と人とのつながり及びお互いの助け合いが重要であることを理解し、行動するよう努めるものとします。</p>	住民等の役割について謳っています。	<p>・近年人と人とのつながりが薄れている。一人暮らしや夫婦での高齢者世帯が増えている中でつながりが薄れているのは問題。</p>
<p>(地域コミュニティの役割)</p> <p>第12条 地域コミュニティは、最も重要な自治活動の基盤であり、生き生きとした個性ある地域をつくるために活動するよう努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、多様な活動を通じて人と人とのつながりをはぐくみ、地域を守り支えるよう努めるものとします。</p> <p>3 地域コミュニティは、地域の暮らしの中で先人が築いてきた文化、伝統等を生かしはぐくみながら、次代に引き継ぐよう努めるものとします。</p>		
<p>(住民活動団体の役割)</p> <p>第13条 住民活動団体は、まちづくりを進める上で大きな力となることを理解し、独自の視点、専門性等をもって、まちづくりを推進するよう努めるものとします。</p>		
<p>(事業者の役割)</p> <p>第14条 事業者は、まちづくりを進める上で大きな力となることを理解し、事業者が持つ専門性等を生かしてまちづくりに参加するよう努めるものとします。</p>		

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(議会及び議員の役割)</p> <p>第15条 議会は、町の議事機関であり、住民等の意思が町政に反映されるようにするとともに、町の行政運営が適正に行われるよう監視するものとします。</p> <p>2 議会は、政策を立案し、提言内容を充実するため、調査研究等の活動に努めるものとします。</p> <p>3 議会は、議会活動について、住民等及び行政機関が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。</p> <p>4 議会は、議会が住民等に身近な存在になるように、開かれた環境づくりを進めるものとします。</p> <p>5 議員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものを議会活動に生かすよう努めるものとします。</p> <p>6 議員は、情報の収集及び分析を行い、制度、政策等を提案するよう努めるものとします。</p>	<p>柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を遵守し、町民と協働し、真の地方自治を実現するために柴田町議会基本条例を平成25年4月1日から施行しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研究会や講座の実施及び参加 ・議会だよりの発行（年4回） ・定例会議及び臨時会議の公開（傍聴）、Youtubeによる配信 ・議会懇談会を町内3カ所で実施 ・柴田高校生と懇談会を実施 <p>早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査2018ランキングで、柴田町が47位に入り、東北の町議会では最上位にランキングされています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会の傍聴者が少ない。YouTubeでの配信にしても同時視聴者数が多くても5人くらいしかない。 ・議員懇談会は現在ワークショップのようになっているが、議員の活動を説明する場であって欲しい。 ・問題定義をするだけでなく、行政の行えないことに関して議員同士が協力し合って解決して欲しい。
<p>(行政機関、町長及び職員の役割)</p> <p>第16条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深め、共にまちづくりを行うものとします。</p> <p>2 町長は、住民等によるまちづくりを支援するものとします。</p> <p>3 町長は、行政運営について、住民等及び議会が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。</p> <p>4 町長は、この条例の目的に沿った行政運営を行うため、その体制を整えるものとします。</p> <p>5 町長は、職員が力を発揮しやすく、意欲を持って職務に取り組むことのできる環境づくりを進めるものとします。</p> <p>6 職員は、職務を効果的に行うため、能力の向上及び自己啓発に努めるものとします。</p> <p>7 職員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものをまちづくりに生かすよう努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等によるまちづくりの支援に関しては第23条及び第30条などで詳細説明 ・各種広報紙（広報しばた、お知らせ版）の発行、町ホームページ及びfacebookの運営 ・柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会を設置 ・まちづくり推進センターの設置 ・職員への自主研修制度の充実 	<p>3 効果的に情報を発信に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決定している情報のみでなく、これから考えることに関しての情報も欲しい。 ・条文の表記を効果的に情報を発信するではなく、もう少し具体的な表現にできないか。

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
第4章 まちづくりを進める方法		
第1節 まちの将来像		
<p>(まちの将来像とまちづくり)</p> <p>第17条 町は、住民等の参加により、まち全体として調和のとれた住みよいまちづくりを進めるため、まちの将来像（以下「基本構想」といいます。）をつくり、その実現を目指すものとします。</p>	<p>・2019年度から2026年度まで第6次柴田町総合計画を策定</p>	<p>・将来像の核となる部分が分かりづらい。</p>
<p>(基本構想の策定方法)</p> <p>第18条 町長は、基本構想の策定に当たり、住民等の思い、自由な発想等を生かすため、多様な参加の方法を用いるものとします。</p> <p>2 町長は、基本構想の策定に当たり、次のことに留意するものとします。</p> <p>(1) 第20条第3項第2号に規定する地域の将来像との調和を図ること。</p> <p>(2) 策定の過程においては、内容を随時公表し、住民等に意見を求めること。</p> <p>3 町長は、基本構想を変更する場合、その理由及び内容を速やかに公表し、住民等に意見を求めるものとします。</p>	<p>・総合計画策定にあたり策定委員会の他、専門部会や若手職員によるワーキンググループ、学識経験者や住民が公募で委員となる総合計画審議会で議論しました。</p> <p>・策定にあたり住民アンケートや住民懇談会、パブリックコメントを実施して住民の意見を吸い上げました。</p>	
<p>(基本構想を実現するための基本計画等)</p> <p>第19条 町長は、基本構想を実現するため、具体的な施策を体系化した基本計画、実施計画及び財政計画を策定するものとします。</p> <p>2 町長は、前項に規定する計画の策定に当たり、第22条第1項に規定する地域計画との調和を図るものとします。</p> <p>3 町長は、基本構想の実現に向けて新たな課題が発生したときは、住民等と協力し、解決のための計画を策定するものとします。</p>	<p>・別紙参照</p>	
第2節 地域コミュニティ		
<p>(地域コミュニティの運営)</p> <p>第20条 地域コミュニティを運営する組織(以下「運営組織」といいます。)は、当該地域コミュニティの住民、住民活動団体及び事業者(以下「地域の住民等」といいます。)と協力し、地域づくりを進めるよう努めるものとします。</p> <p>2 運営組織は、地域の住民等が運営組織へ自由に参加できるようにするとともに、次代を担う人材の参加を促進するよう努めるものとします。</p> <p>3 運営組織は、次のことに留意し、地域づくりを進めるよう努めるものとします。</p> <p>(1) 地域の住民等の合意を得るようにすること。</p> <p>(2) 地域の将来像をつくり、その実現を目指すこと。</p> <p>(3) 地域の住民等が自由に参加できるようにすること。</p> <p>(4) 地域の住民等がお互いに信頼関係をはぐくみ、助け合い、力を合わせるができるようにすること。</p> <p>(5) 学習、実践活動等を通じて人材を育成すること。</p>	<p>・ここでは、地域コミュニティの運営や取り組むべき役割を述べているもので、具体的な取組みはありません。</p>	

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(地域の将来像づくり)</p> <p>第21条 運営組織は、次のことに留意し、地域の住民等と協力して地域の住民等の思い及び地域資源を生かした地域の将来像をつくるよう努めるものとします。</p> <p>(1) 地域の住民等が参加しやすい話し合いの機会を設けること。</p> <p>(2) 地域の住民等が地域の将来像づくりの意義、目的等を共有し、地域の将来像づくりへの参加意欲が高まるようにすること。</p> <p>(3) 地域の住民等が地域の資源、現状、課題等を共有できるようにすること。</p> <p>(4) 地域の住民等の意見の収集方法を工夫すること。</p>	<p>・地域の将来像は、各地区の住民で話し合い、各地区の地域計画に掲げています</p>	
<p>(地域計画づくり及び実行)</p> <p>第22条 運営組織は、地域の住民等と協力して地域の将来像を実現するための具体的な計画(以下「地域計画」といいます。)をつくるよう努めるものとします。</p> <p>2 運営組織は、次のことに留意し、地域計画を実行するよう努めるものとします。</p> <p>(1) 地域の住民等がお互いの役割分担を踏まえて連携できるようにすること。</p> <p>(2) 協働する等、効果的に進めること。</p> <p>(3) 地域の住民等が活動に参加しやすいようにすること。</p> <p>(4) 地域の住民等の持ち味を引き出し、生かすことができるようにすること。</p>	<p>・全42地区で地域計画を策定済み。5年間の計画年度が終了したら随時計画の更新を行っています。</p>	
<p>(地域コミュニティへの行政支援)</p> <p>第23条 町長は、地域づくりを進めるため、次のことを行い、地域コミュニティを支援するものとします。</p> <p>(1) 活動推進のために必要な情報の提供</p> <p>(2) 円滑な運営、人材育成等のための学習機会の提供</p> <p>(3) 地域の将来像及び地域計画をつくる場合の助言、情報の提供等</p> <p>(4) 他の担い手と交流できる機会づくり</p> <p>2 町長は、地域コミュニティを支援する仕組みの充実に努めるものとします。</p>	<p>・行政区長会議を年4回実施し、町政の報告、情報共有を行っています。</p> <p>・まちづくり推進センターで、講座へのご案内や担い手の情報提供などを行っています。</p> <p>・基本条例施行後から地域コミュニティに対する財政支援を続けており、現在は地域づくり交付金制度で支援を行っています。</p>	
第3節 行政運営		
<p>(行政運営における情報共有の促進)</p> <p>第24条 行政機関は、次のことに留意し、情報共有を継続的に行うための仕組みをつくるものとします。</p> <p>(1) まちづくりについての情報を広く集め、その蓄積及び管理をすること。</p> <p>(2) まちづくりについての情報を目的に応じて編集し、広報すること。</p> <p>(3) 住民等に説明し、又は住民等から意見を聴く機会を設けること。</p> <p>2 行政機関は、担い手の活動意欲を高めるため、その活動内容を広報するよう努めるものとします。</p>	<p>・月1回広報し、月2回お知らせ版を発行し、全戸配布しています。facebookで町の様子を紹介しています。</p> <p>・年に1回町内3ヶ所で住民懇談会を開催しています。</p>	

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(行政運営の透明化)</p> <p>第25条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるため、次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとします。</p> <p>(1) まちづくりにおける政策決定の過程を明らかにすること。</p> <p>(2) 行政評価の内容を分かりやすく公表すること。</p> <p>(3) 健全な財政運営に努め、財政計画、財政運営状況等について、分かりやすく公表すること。</p> <p>(4) 審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの(以下「審議会等」といいます。)の会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。ただし、会議を公開することが適当でないと思われるときは、この限りではありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な政策決定をする際は議会と連携を図りながら進めています。 ・財政運営状況などはホームページ上で公開しています。また、住民懇談会でも説明しています。 ・公開する事が適当でないもの以外については原則公開しています。 	
<p>(行政運営への参加の促進)</p> <p>第26条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。</p> <p>(1) 住民等との話合いの機会を設ける等、住民等の意見の収集方法を工夫すること。</p> <p>(2) 行政機関の事業について、緊急性のあるもの又は法令で定められ参加が難しいものを除き、計画づくりの過程、実施及び評価の各段階に住民等が参加できるように努めること。</p> <p>(3) 審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないと思われるときは、この限りではありません。</p> <p>2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期の答申を受け、まずは公募枠の拡大に向け検討を行っていきます。 	
第4節 協働の推進		
<p>(協働の進め方)</p> <p>第27条 担い手は、次のことに留意し、協働を進めるよう努めるものとします。</p> <p>(1) お互いに認め合い、相互の信頼を築くこと。</p> <p>(2) それぞれの特徴を生かし、補い合うこと。</p> <p>(3) お互いに対等な立場で役割を分担すること。</p> <p>(4) 協働の目的、計画、内容等を共有すること。</p>	<p>※協働の進め方について基本的な項目について述べた条項のため、具体的な取組みはありません</p>	
<p>(協働の継続及び発展)</p> <p>第28条 担い手が協働したときは、その成果をお互いに確認し、協働が継続し、発展するよう努めるものとします。</p> <p>2 担い手が協働したときは、協働の取組を更に広げていくため、協働した内容についての情報を発信するよう努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり提案制度の採択事業における協働の結果は、随時まちづくり推進センターのニュースレターにて情報発信に努めています。 	

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(協働を促進する環境づくり)</p> <p>第29条 町長は、協働をより効果的に進めるため、助言及び調整を行うことができる人材、組織等の育成並びに情報の収集及び発信に努めるものとする。</p> <p>2 町長は、協働を促進するため、公益的活動を行うことを目的とする住民活動団体及び事業者(以下「公益的活動団体等」といいます。)の自発性及び自主性を尊重し、次のことが促進されるような環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(1) 公益的活動団体等が新たに組織されること。</p> <p>(2) 公益的活動団体等が自立した運営を行うこと。</p> <p>(3) 公益的活動団体等が活発に活動すること。</p>	<p>・まちづくり推進センター事業として人材育成事業を実施しています。</p> <p>H28 まちをおこそうプロジェクト 通年 ・まちづくり推進センターで団体活動に関する講座や相談業務を行っています。</p> <p>H29 助成金講座</p> <p>H30 無理せず続ける活動のコツ 一回</p>	